

人にやさしいまちづくり条例の概要

前 文

すべての人が個人として尊重され、自立し、あらゆる分野の活動に参加する機会を得られることにより幸せで生きがいのある暮らしを送ることができる社会を実現することは、私たちすべての願いである。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の生活を制限している障壁を除去することが必要である。また、高齢者、障害者等が直面する問題について、地域住民や関連団体が一体となって解決していくとともに、高齢者、障害者等が他の人と差別なく生活できるように配慮することも重要である。

人にやさしいまちづくりとは、県、市町、事業者及び県民がこうした営みを着実に積み重ねることにより、だれもが住みやすい地域社会を築いていくことである。

私たちは、福祉の心を生かし、すべての県民の参加によって人にやさしいまちづくりを推進することにより、真に豊かな地域社会を実現し、将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 総則（第 1 章関係）

(1) 目的（第 1 条関係）

人にやさしいまちづくりについて、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備を促進し、もって県民の福祉の増進に資する。

(2) 定義（第 2 条、第 14 条、第 15 条、第 21 条関係）

高齢者、障害者等	高齢者、障害者、妊産婦、幼児その他の日常生活又は社会生活に制限を受ける者
公共的施設	特定路外駐車場（高齢者移動等円滑化法に規定）でない路外駐車場、特定公園施設（高齢者移動等円滑化法に規定）でない公園施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設
公共的施設設置管理者	公共的施設の新設、増設若しくは改築（用途を変更して公共的施設にすることを含む。）を行い、又はこれを管理しようとする者
まちづくり施設	特定建築物（高齢者移動等円滑化法に規定）道路、特定路外駐車場、特定公園施設及び公共的施設
まちづくり施設設置管理者	建築主等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び公共的施設設置管理者
整備施設	特定建築物の案内標示、客室、客席その他の施設 道路、特定路外駐車場、特定公園施設

	公共的施設の出入口、便所、案内標示その他の施設
整備基準	整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関しまちづくり施設設置管理者の判断の基準となるべき事項
既存まちづくり施設	第 3 章の規定の施行又は適用の際現に存するまちづくり施設（同章の規定の施行又は適用の際現に新設、増設又は改築（その用途を変更してまちづくり施設にすることを含む。）の工事に着手しているものを含む。）

(3) 県・市町・事業者・県民の責務（第 3 条～第 6 条関係）

県	総合的な施策を策定し実施する。
市町	区域の実情に応じた施策を策定し実施する。 県が実施する施策に協力する。
事業者	自ら努める。 県・市町が実施する施策に協力する。
県民	理解を深め、自ら努める。 相互に協力して推進する。 県・市町が実施する施策に協力する。

(4) 総合的推進（第 7 条関係）

県・市町・事業者・県民	それぞれの責務を自覚し、一体となって推進する。
県・市町	市街地開発事業その他の事業の実施の機会をとらえて、積極的に推進するよう努める。

第 2 人にやさしいまちづくりに関する基本的施策（第 2 章関係）

(1) 施策の基本方針（第 8 条関係）

気運の醸成	県民が理解を深め、主体的・積極的に参画する。 相互に協力して推進する。
生活環境の整備の促進	県民が自らの意思で自由に行動し、かつ、安心して快適に暮らせる。
社会環境の整備	県民があらゆる分野の活動に参加できる。

(2) 調査、研究及び情報の収集（第 9 条関係）

(3) 事業者・県民の理解を深めるための啓発、市町・事業者・県民への情報の提供等（第 10 条関係）

(4) 県民の生涯を通じた学習機会の充実、児童・生徒を育成するための福祉教育の推進（第 11 条関係）

(5) 市町・事業者・県民と連携して推進する推進体制の整備（第 12 条関係）

(6) 財政上の措置（第 13 条関係）

第 3 まちづくり施設等の整備（第 3 章関係）

1 まちづくり施設の整備（第 1 節関係）

まちづくり施設の設置又は改良

(1) まちづくり施設設置管理者の努力（第 14 条関係）

整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 指導及び助言並びに指示等（第 16 条、第 17 条関係）

指導及び助言	措置の適確な実施を確保するため必要があるときは、整備基準を勘案して、設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言ができる。
指示	一定の種類及び規模のまちづくり施設（2,000m ² 以上の特定建築物及び路外駐車場）について措置が整備基準に照らして著しく不十分であるときは、設計及び施工に係る事項のうち措置に関するものについて必要な指示ができる。
報告徴収又は立入検査	指示に必要な限度で設計及び施工に係る事項に関し報告を求め、又はまちづくり施設や工事現場に立ち入り、まちづくり施設、設備、書類その他の物件を検査できる。
公表	報告をせず、虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、忌避した場合は、その事実を公表できる。

(3) 届出、勧告及び公表（第 18 条～第 20 条関係）

届出	まちづくり施設設置管理者のうち一定の者（100m ² 超の特定建築物、30m ² 超の理髪店・美容院等及び500m ² 以上の路外駐車場の設置者）は、あらかじめ工事の計画を届け出なければならない。 変更する場合（軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。
勧告	届出を行わずに工事に着手したときは、届出を行うべきことを勧告できる。
公表	勧告を受けた者が従わない場合は、勧告をした事実及び従わない事実を公表できる。

既存まちづくり施設

(4) 既存まちづくり施設設置管理者の努力（第 21 条関係）

まちづくり施設設置管理者は、既存まちづくり施設及び当該まちづくり施設の整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにする

ための措置を講ずるよう努めなければならない。

措置に関し判断の基準となるべき事項は、整備基準とする。

その他

(5) 機能の維持等（第 22 条関係）

まちづくり施設設置管理者は、措置が講じられた部分の機能の維持に努めなければならない。

何人も、整備されたまちづくり施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(6) 適合証の交付（第 23 条関係）

まちづくり施設設置管理者は、建築物移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準（いずれも高齢者移動等円滑化法に規定）及び整備基準に適合する措置が講じられていることを証する証票の交付を請求できる。

基準に適合する措置が講じられているときは、適合証を交付する。

(7) 国等に関する特例（第 24 条関係）

国、地方公共団体その他の者には、指導及び助言・指示・届出等に関する規定は適用しない。

国等がまちづくり施設設置管理者の場合には、措置の状況等について報告を求め、必要な要請ができる。

2 その他の施設等の整備（第 2 節関係）

(1) 車両等の整備（第 26 条関係）

一般旅客の運送の用に供する 鉄道・軌道の車両、自動車、船舶の 所有者・管理者	高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう その整備に努めなければならない。
--	---

(2) 住宅の整備（第 27 条関係）

県民	所有する住宅を高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備 に努める。
住宅供給事業者	高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備された住宅の供 給に努めなければならない。

第 4 雑則（第 4 章関係）

(1) 市町が処理する事務（第 28 条関係）

まちづくり施設の種類	特定建築物 (注)		路外駐車場 (注)
		建築基準法 の建築主事	その他 の市町

		を置く市 [松山市] [今治市] [新居浜市]		
事務の種類	指導及び助言（条例 16 条 1 項）			
	指示（条例 16 条 2 項）			
	報告の徴収及び立入検査（条例 16 条 3 項）			
	届出の受理（条例 18 条）			
	勧告（条例 19 条）			
	適合証の交付（条例 23 条 2 項）			
	国等からの報告の徴収（条例 24 条 2 項）			
	国等に対する措置の要請（条例 24 条 3 項）			

(注) 2 以上の市町にわたるものを除く。

(2) 規則への委任（第 29 条関係）